

令和元年度観測施設災害復旧業務（フチジリ沢） 特記仕様書

（目 的）

第1条 本業務は、第3期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画における水環境モニタリング（対照流域法等によるモニタリング調査）の一環で行う。

森林における事業の効果検証のため水循環や土砂流出、水生生物を中心としたモニタリング調査を行っているフチジリ沢試験流域において、令和元年の台風19号の影響により既設の水文観測施設が甚大な被害を受け、モニタリング調査に支障が生じている。このため、早期に観測を再開するために、台風後の被災状況等を把握し、水文観測施設の再整備や台風による水生生物等への影響把握等を行う。

（適用の範囲）

第2条 本特記仕様書は、「令和元年度観測施設災害復旧業務（フチジリ沢）」に適用する。

（履行期間）

第3条 契約締結日から令和2年3月31日

（業務遂行体制）

第4条 技術士（河川、砂防及び海岸・海洋、または、建設環境）の資格を有し、技術士法に基づく登録を行っている者を配置するものとする。また、付着藻類と底生動物の調査は、生物分類技能検定（水圏生物部門）1級または2級の資格を有する（登録している）者が実施するものとする。

（業務場所及び内容）

第5条 業務場所は、神奈川県南足柄市荏野（フチジリ沢試験流域）とする。（別紙位置図）

2 業務内容は次のとおりとし、プロポーザルの提案内容に沿って実施すること。

（1）水文観測施設復旧にかかる現地調査・検討

① 溪流の台風影響の把握と水文観測施設の測定地点再選定

既設の水文観測施設（2か所）より上流域の台風影響による河床変動の状況を踏査等により把握する。現地状況等から、特に各水文観測施設の被害の発生機構について考察する。

それらの情報をもとに、各水文観測施設の復旧にかかる計測機器設置位置や設置方法を検討し、発注者と協議の上で決定する。設置方法に関しては、必要に応

じて構造図等を作成すること。

② 既設の水文観測施設の被害精査

既設の水文観測施設 2 か所について、施設全体及びシステムの諸機能の点検を行い、各機器や設備の被災状況を現地で詳細に把握する。

(2) 水文観測施設の復旧

① 水文観測施設の被災機器等の再設置とシステム再稼働

協議により決定した各水文観測施設の計測機器設置位置・方法に基づき、現地で把握した機器等の被災状況を踏まえて、現地の水文観測施設を復旧させる。再設置する計測センサ等の機器は、既存のシステム仕様を元に最適な仕様のものを選定することとし、設置前に発注者と協議して決定する。また、継続使用する機器や設備についても、観測システムの諸機能の維持のため、現地にて保守作業を行うとともに、必要に応じて資材等の補強を行う。

なお、以下については、本業務には含まない。

- ・被災した機器等の使用不能物品の現場外への運搬や処分
- ・機器再設置にかかる森林法、自然公園法等に関する許可申請

② 水文観測基礎データの取得

各水文観測施設の新たな測定地点において、基礎データを取得する。測定地点の河川横断地形を簡易測量により把握する。また、水文観測施設の復旧後は、常時観測と合わせて水位と流量の現地観測を行い、各測定地点の H-Q 式を作成する。

(3) 水生生物への台風影響の把握と今後の調査計画検討

水文観測施設より上流に関しても台風による大きな河床変動が見られるため、付着藻類と底生動物への影響を把握するための現地調査を行うとともに、今後の台風後の回復過程を把握していくための調査計画を検討する。現地調査および今後の調査計画の検討にあたっては、調査の継続性を念頭に、既存の調査結果とその調査方法等を踏まえて実施すること。

(4) 報告書の作成

① 上記 (1) ~ (3) の報告

② 観測システム仕様 (更新版)

(各水文観測施設の構造図、使用機器一覧、使用機器・資材等仕様、保守管理項目等)

(受注者の負担)

第 6 条 次の各号に要する費用は、受注者の負担とする。

- (1) 本仕様書及び設計図書に示されていない事項であって、業務の実施に欠くことのできない業務等に要する費用

(2) 現地作業に当たり、土地、建物、立木、農作物等に損傷を与えた場合のその補償に要する費用

(貸与資料)

第7条 本業務を実施するにあたり、次の資料を貸与する。

- (1) 既設の観測システム等の資料一式
- (2) これまでの観測データ（日データ、および被災時の10分データ等）
- (3) 試験流域の詳細地形データ
- (4) 参考資料（既存の調査委託等の報告書）

※気象・水文観測、森林の立木・植生・土壌調査、付着藻類・底生動物調査等

(協議)

第8条 打ち合わせは、業務開始時及び業務終了時のほか、中間打合せ2回とし、業務実施計画について打ち合わせた後、業務に着手するものとする。

(成果品)

第9条 成果品の提出は、報告書及び電子データを格納したCD-ROM等によるものとし、体裁、仕様は別途指示によるものとする。

- ①業務報告書 2部（正副）
- ②電子データ 一式（作業ファイル等含む）

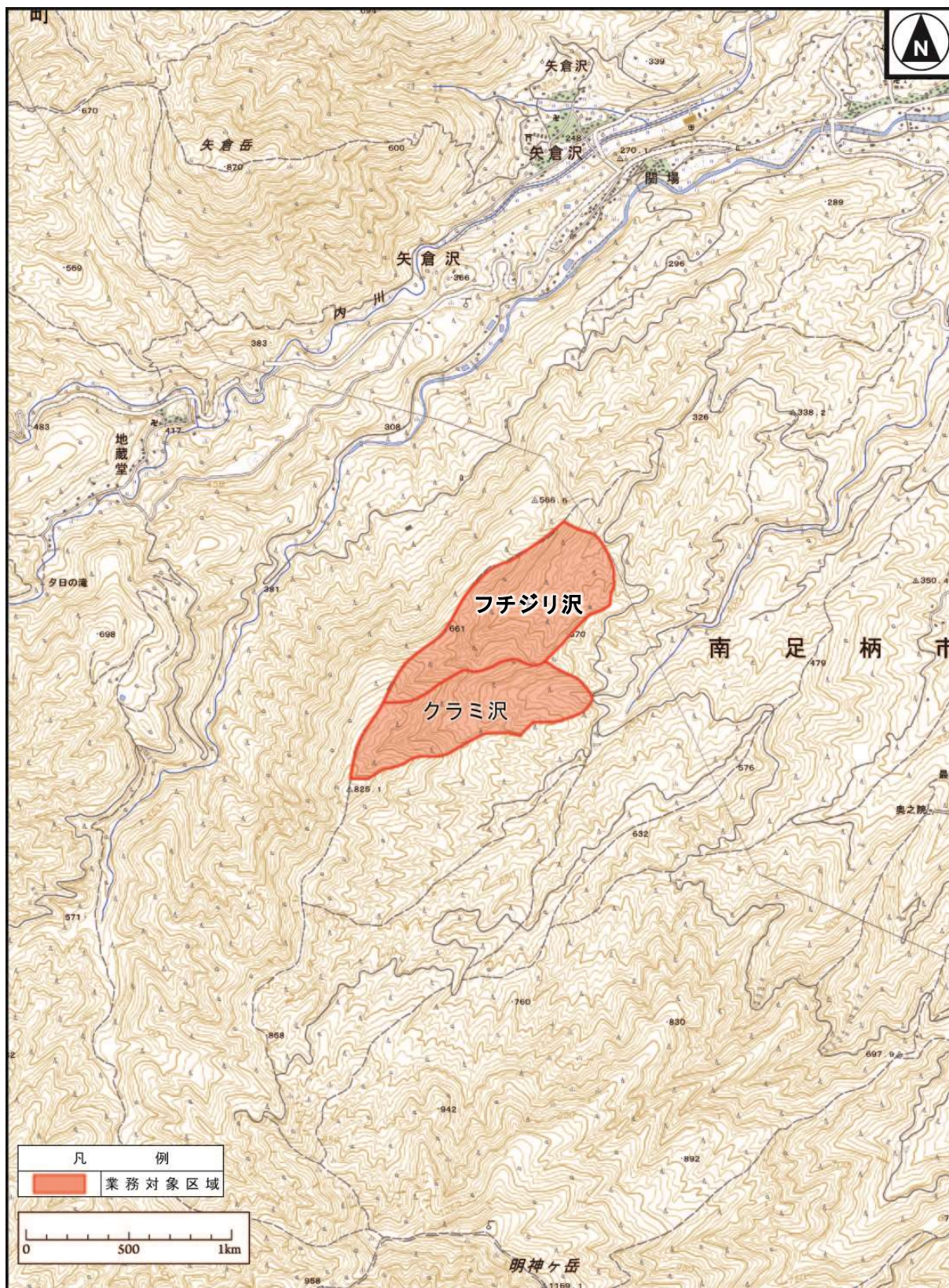
(成果品の取扱)

第10条 本業務によって得られた全ての資料、データは受注者である神奈川県に帰属する。受注者は、神奈川県の承認なく業務成果を公表・貸与、使用してはならない。

(その他)

第11条 受注者は、本特記仕様書に疑義が生じたとき、また本特記仕様書によりがたい事由が生じたとき、本仕様書に記載がない事項について必要が生じたときは、速やかに調査職員と協議してその指示に従うものとする。

以上



位置図